

令和5年度

静岡県後期高齢者医療広域連合

内部系事務電算処理システム構築・移行業務

仕様書

令和5年5月

静岡県後期高齢者医療広域連合

## 目次

1.	業務名.....	- 1 -
2.	仕様書の位置付け及び附属する文書.....	- 1 -
	(1) 本書.....	- 1 -
	(2) 附属文書.....	- 1 -
3.	業務等実施の背景及び趣旨.....	- 1 -
	(1) 背景.....	- 1 -
	(2) 趣旨.....	- 1 -
4.	システム要件.....	- 2 -
	(1) 内部系システムの利用者.....	- 2 -
	(2) 稼働環境.....	- 2 -
	(3) ハードウェア要件.....	- 3 -
	(4) ソフトウェア要件.....	- 7 -
5.	業務の範囲.....	- 11 -
	(1) 仮想サーバの構築.....	- 11 -
	(2) システムの構築.....	- 12 -
	(3) データ移行に関する要件.....	- 14 -
	(4) ネットワーク環境の構築.....	- 14 -
	(5) 職員への操作方法等の教育・研修.....	- 15 -
	(6) セキュリティ案件.....	- 15 -
6.	履行期間及び履行体制等.....	- 15 -
	(1) 履行期間.....	- 15 -
	(2) 本稼働開始日.....	- 15 -
	(3) 履行体制.....	- 15 -
7.	業務履行に伴う成果物と納入要領.....	- 16 -
	(1) 成果物.....	- 16 -
	(2) 納入形態.....	- 16 -
	(3) 納入場所及び納入期限.....	- 16 -
	(4) 契約不適合責任の期間.....	- 16 -
	(5) 権利帰属.....	- 16 -
8.	個人情報の取扱い要件.....	- 17 -
	(1) 個人情報保護の基本原則.....	- 17 -
	(2) 秘密の保持.....	- 17 -
	(3) 利用者への周知.....	- 17 -
	(4) 適正な管理.....	- 17 -
	(5) 利用及び提供の制限.....	- 17 -
	(6) 資料等の取扱い.....	- 17 -
	(7) 事故発生時における報告.....	- 18 -
9.	その他.....	- 18 -

## 1. 業務名

令和5年度 静岡県後期高齢者医療広域連合内部系事務電算処理システム構築・移行業務

## 2. 仕様書の位置付け及び附属する文書

この仕様書（以下「本書」という。）は、静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する「令和5年度 第12号 静岡県後期高齢者医療広域連合内部系事務電算処理システム構築・移行及び運用保守業務」（以下「本件契約」という。）に基づいた指示を、本件契約を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）に対して行うためのもので、以下の文書により構成されている。

### (1) 本書

本件契約に基づいて履行すべき基本的な事項、静岡県後期高齢者医療広域連合内部系事務電算処理システム（以下「内部系システム」という。）を構築するために必要な詳細事項、現行内部系システムから移行する情報の詳細事項を記載したものを。

### (2) 附属文書

- ア. 【別紙1】 財務会計システム機能要件一覧
- イ. 【別紙2】 備品管理システム機能要件一覧
- ウ. 【別紙3】 文書管理システム機能要件一覧
- エ. 【別紙4】 カスタマイズ要件一覧

## 3. 業務等実施の背景及び趣旨

### (1) 背景

広域連合では、平成18年度に内部系システムを導入し、平成30年度に2度目の機器更改を実施し、文書管理システム、財務会計システム、グループウェアを運用してきた。

本年度は2度目の機器更改から6年目を迎え、一般的なリース期間の5年間を経過し、今後はハードウェアおよびソフトウェア等（以下「機器等」という。）に障害発生リスクが高まること、また、障害発生時に部品等の供給が困難になってくることから、機器等を刷新することとした。

### (2) 趣旨

受託事業者は、本書「4. システム要件」の「(3) ハードウェア要件」及び「(4) ソフトウェア要件」で参考に示すハードウェア及びソフトウェア等の機器等の選定を実施し、別途、契約を締結する「静岡県後期高齢者医療広域連合内部系事務電算処理システム機器賃貸借」を受注し

た事業者が調達、構築した機器等に対して、サーバの仮想設定、ソフトウェアの適用、現行システムからのデータ移行並びに運用管理業務にあたるものとする。

## 4. システム要件

### (1) 内部系システムの利用者

内部系システムの利用者は、静岡県後期高齢者医療広域連合事務局（以下「広域連合事務局」という。）に勤務する職員（約 40 名）である。

### (2) 稼働環境

#### ア. サーバ環境

内部系システムのサーバは、広域連合事務局サーバ室に設置する。サーバ設置に特化した環境ではなく、設置可能面積や耐荷重等の制約条件があるため、仮想環境を構築する等の工夫を施し、できる限り小規模な構成とすること。

#### イ. クライアント端末

広域連合事務局執務室の指定された机の上に設置し、台数については以下のとおり用意すること。

- ・ デスクトップ型クライアント端末（I/O デバイス付き）：9 台
- ・ デスクトップ型クライアント端末：（I/O デバイス無し）：25 台
- ・ ノート型クライアント端末：3 台

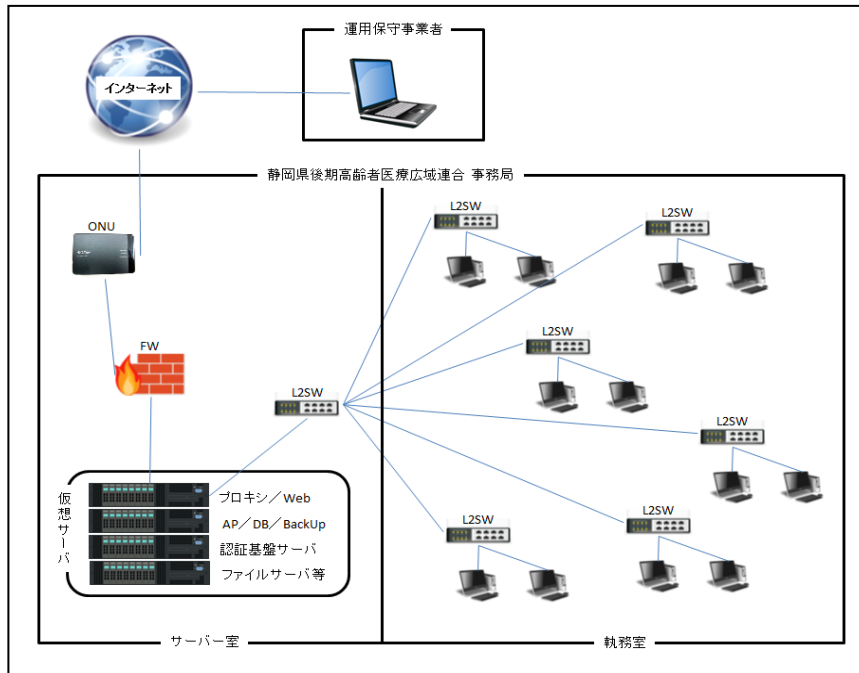
※ 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）が配備されている職員については、標準システムのディスプレイ、マウス、キーボード（以下「I/O デバイス」という。）を共有する。また、標準システムと内部系システムで I/O デバイスを共有するために CPU 切り替え器等を設置し、機器の切り替えが行えるよう設定すること。

#### ウ. ネットワーク環境

ネットワークは、広域連合事務局床下に埋設されている内部系システム専用ローカルエリアネットワーク（以下「内部系ネットワーク」という。）用の LAN ケーブルを利用し、以下に示すネットワーク構成図を参考にネットワーク環境を構築すること。

インターネット接続は、広域連合事務局で別途契約をしているインターネット回線を利用すること。

域連合内部系ネットワーク構成図



### (3) ハードウェア要件

以下に示す要件と同等の条件を満たす機器等の製品を選定すること。

#### ア. サーバ

- (ア) 内蔵ハードディスクは冗長構成とし、現行の内部系システムの情報資産をすべて移行した上で、使用領域が 3TB 以上確保できること。さらに、仮想環境下で複数のアプリケーションが同時にアクセスしても滞りなく稼働できるスペックであること。
- (イ) 仮想化を含め提案するソフトウェアを動作させるために十分な性能のハードウェアであること。
- (ウ) 一定の拡張性と柔軟性を有した製品を選択すること。
- (エ) 米国電子工業会（以下「EIA」という。）規格の 19 インチラックに搭載できること。
- (オ) 障害発生時に検知できる機能を有すること。
- (カ) 可用性を考慮し、電源等冗長化できるコンポーネントは冗長化し、単一障害点のない構成

とすること。

(キ) 5年間のオンサイトによる保守サポート付きであること。

イ. クライアント端末 (デスクトップ型・I/O 機器付き)

(ア) 省スペース型筐体であること。

(イ) 提案するソフトウェアを動作させるために十分な性能のハードウェアであること。

(ウ) ディ스플레이は 21 インチ以上の TFT カラー液晶で 1920×1080 ピクセル以上の表示機能を有すること。

(エ) 内蔵ディスクは SSD で 256GB 以上とし、5年間の運用に耐えうるディスク容量を確保すること。

(オ) キーボードは日本語版 109A 型 USB キーボードであること。

(カ) マウスは光学式 USB スクロールマウスであること。

(キ) 光学ドライブは DVD マルチドライブを内蔵していること。

(ク) 外部インターフェイスとして USB3.0Type-A を 4 ポート以上有すること。

(ケ) 障害発生時に納品時の状態 (初期状態) に戻すことが可能であること。

(コ) ハードウェアは 5年間のオンサイトによる保守サポート付きであること。

ウ. クライアント端末 (デスクトップ型・I/O 機器無し)

(ア) 省スペース型筐体であること。

(イ) 提案するソフトウェアを動作させるために十分な性能のハードウェアであること。

(ウ) 内蔵ディスクは SSD で 256GB 以上とし、5年間の運用に耐えうるディスク容量を確保すること。

(エ) 光学ドライブは DVD マルチドライブを内蔵していること。

(オ) 障害発生時に納品時の状態 (初期状態) に戻すことが可能であること。

(カ) 外部インターフェイスとして USB3.0Type-A を 4 ポート以上有すること。

(キ) 標準システムと USB 対応 I/O 機器を共有するために必要な CPU 切り替え器を用意すること。

(ク) ハードウェアは 5 年間のオンサイトによる保守サポート付きであること。

エ. クライアント端末 (ノート型)

(ア) 提案するソフトウェアを動作させるために十分な性能のハードウェアであること。

(イ) 内蔵ディスクは SSD で 256GB 以上とし、5 年間の運用に耐えうるディスク容量を確保すること。

(ウ) マウスは光学式 USB スクロールマウスであること。

(エ) ディスプレイは 15.6 インチワイド以上の HD 液晶で 1366x768 ピクセル以上の解像度を有すること。

(オ) 光学ドライブは DVD-ROM ドライブ (8 倍速以上) を内蔵していること。

(カ) 外部インターフェイスとして USB3.0 を 2 ポート以上有すること。

(キ) 障害発生時に納品時の状態 (初期状態) に戻すことが可能であること。

(ク) ハードウェアは 5 年間保守パック (引取り修理サービス) 付きであること。

オ. ファイアウォール機器

(ア) 運用保守担当者が安全にメンテナンスできる VPN 環境を設定すること。

(イ) 業務に不要な外部ネットワークからの攻撃や、不正なアクセスをブロックできること。

(ウ) パケットフィルタリング機能があること。

(エ) ネットワークアドレス変換が可能であること。

(オ) ログの管理等監視機能があること。

(カ) インターネットアクセス、メールの送受信に必要な十分な帯域を確保すること。

(キ) EIA 規格の 19 インチラックに搭載できること。

(ク) 電源故障時を除き、障害発生時に検知できる機能を有すること。

カ. UPS 装置

(ア) 給電方式はラインインタラクティブ方式とすること。

(イ) サーバ機器及びファイアウォール機器に接続すること

- (ウ) 選定するサーバに適した定格要領の UPS 装置であること。
- (エ) 自然災害や事故により、電力の瞬断が発生した場合でも、継続的にシステムが動作できること。
- (オ) 停電発生時に、安全にシステムを停止する仕組みを構築すること。
- (カ) EIA 規格の 19 インチラックに搭載すること。
- (キ) 障害発生時に検知できる機能を有すること。

#### キ. バックアップ装置

- (ア) バックアップ対象として、システム領域およびデータ領域、ファイルサーバの情報資産をバックアップできること。またリストアできること。
- (イ) 受託事業者が選定する仮想化ソフトウェアをサポートしていること。
- (ウ) EIA 規格の 19 インチラックに搭載すること。
- (エ) バックアップ、リストアは、日本語 GUI にて操作可能なこと。
- (オ) 物理、仮想環境のファイル単位リストアをサポートしていること。
- (カ) 障害発生時に検知できる機能を有すること。
- (キ) バックアップ容量削減のため、最善のバックアップ方法を採用すること。

#### ク. レイヤー2 スイッチ

- (ア) 接続する機器数に加え、拡張性や障害対応を考慮したポート数を準備すること。
- (イ) 業務を実施するうえで十分なネットワーク帯域を考慮すること。
- (ウ) サーバ室に設置するレイヤー2 スイッチについては、サーバを搭載しているラックに搭載すること。
- (エ) 執務室に設置するレイヤー2 スイッチについては HUB 収容盤等に収容し、容易には目視できないよう設置すること。HUB 収容盤等を設置することが困難な場合以下の通り対応すること。
  - ・ 可能な限り人目につかず、ほこり等による悪影響を及ぼす可能性の少ない場所に設置すること。



- ・ 未使用ポートについては、物理的な蓋や、論理的なアクセス制御等により不正接続を防止する措置を講じること。

ケ. ラックキャビネット

- (ア) EIA 規格の 19 インチラックであること。
- (イ) 受託事業者が選定するサーバ機器等を収納するのに十分なスペースのラックであること。
- (ウ) できる限り小規模なフレームサイズを選択すること。

コ. HUB 収容盤

- (ア) 固定可能であること。
- (イ) 「ク.レイヤー2 スイッチ」を基に選定したレイヤー2 スイッチが収容可能であること。

サ. コンソールユニット

- (ア) 占有ユニット数は 1U であること。
- (イ) EIA 規格の 19 インチラックに搭載すること。

シ. 免震ユニット

- (ア) EIA 規格の 19 インチラックに対応すること。
- (イ) 免震ユニットとサーバラックが固定できること。

ス. 認証装置

- (ア) 生体認証装置は非接触型の生体認証装置が望ましい。
- (イ) 「4. システム要件」の「(4) ソフトウェア要件」で示すログイン認証ソフトウェアに対応した装置であること。
- (ウ) 省スペース設計であること。
- (エ) 全てのクライアント端末に設置すること。

**(4) ソフトウェア要件**

下記に示す要件を満たすソフトウェアを選定すること。また、構築を始める時点で最新バージョンを採用すること。

年号について管理しているソフトウェアについては、改元に対応したものであること。

ア. OS (サーバ)

サーバ OS

ソフトウェア名称	バージョン	販売元
Microsoft Windows Server 2019	Standard	日本マイクロソフト(株)

イ. OS (クライアント端末)

クライアント OS

ソフトウェア名称	バージョン	販売元
Microsoft Windows 10 Pro 64bit	-	日本マイクロソフト(株)

ウ. サーバ仮想化ソフトウェア

「5. 業務の範囲」の「(1) 仮想サーバの構築」で示すサーバの仮想化を実現するソフトウェアであること。

エ. 財務会計システム

(ア) 「【別紙 1】財務会計システム機能要件一覧」に記載する機能を、踏襲する既存のパッケージソフトウェアを選択すること。

(イ) クライアント端末に導入する OS 上で稼動するメーカーサポートが有効なブラウザに対応したシステムであること。

(ウ) 静岡県後期高齢者医療広域連合文書規則等の関係例規に規定される帳票の様式はカスタマイズが必要になると考えられるため、バージョンアップ時にはカスタマイズ資産の移行が容易に行えること。

(エ) 文字サイズの変更ができるシステムであること。

オ. 備品管理システム

(ア) 「【別紙 2】備品管理システム機能要件一覧」に記載する機能を、踏襲する既存のパッケージソフトウェアを選択すること。

(イ) クライアント端末に導入する OS 上で稼動するメーカーサポートが有効なブラウザに対応したシステムであること。

カ. 文書管理システム

- (ア) 「【別紙 3】文書管理システム機能要件一覧」に記載する機能を、踏襲する既存のパッケージソフトウェアを選択すること。
- (イ) クライアント端末に導入する OS 上で稼動するメーカーサポートが有効なブラウザに対応したシステムであること。
- (ウ) 選定したパッケージシステム標準では不足する機能について、バージョンアップに影響する過度カスタマイズは行わないこと。

キ. グループウェア

グループウェアは事務局内の連絡ツールとして、毎日、ほぼすべての職員が利用するアプリケーションであることから、画面設計や操作性が著しく変更になることは、事務に支障が生ずると考えられるため、以下の製品で提案すること。ただし、調達時に以下に示すバージョンより新しいバージョンがリリースされている場合は、最新バージョンを選定すること。

グループウェア

ソフトウェア名称	バージョン	販売元
desknet's NEO	Ver7.0	㈱ネオジャパン

ク. ウイルス対策ソフトウェア

- (ア) ウイルス対策ソフトウェアは法人ライセンスの最新版を選定すること。
- (イ) ウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有し日本語に対応していること。
- (ウ) ウイルス検出時には、利用者や担当職員に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。
- (エ) リアルタイムでのウイルススキャンが可能なこと。
- (オ) 「月」「日」「時間」を指定してウイルススキャンが可能なこと。

ケ. ログイン認証ソフトウェア

- (ア) OS やシステムへのログイン認証は、生体認証と記憶認証（ユーザーID/パスワード）による二要素認証を可能とし、どちらかの情報だけではログインできないよう設定すること。
- (イ) ユーザアカウントの管理を行うとともに、できる限りシンプルなオペレーションで OS や

アプリケーションへのログインが可能であること。

(ウ) 組織毎、利用者毎にアクセス権限の設定が可能であること。

(エ) ユーザアカウント毎の利用履歴（操作ログ）が取得できること。

(オ) ユーザアカウント設定やパラメータ設定変更等、特定のアクセス権を有する者のみが使用可能な機能を設定することが可能であること。

#### コ. 資産管理ソフトウェア

(ア) クライアント端末の操作ログの収集及び閲覧等ログの管理が可能であること。

(イ) クライアント端末やサーバのハードウェア情報、ソフトウェア情報、プリンターやルーターなどのネットワーク機器情報などを収集し管理できる機能を有すること。

(ウ) 業務と関係ないアプリケーションの使用や、Web サイトへの書き込みなど、組織のセキュリティポリシーに違反する行為に対して、注意のメッセージ通知ができ、操作そのものを禁止するように設定できること。

(エ) クライアント端末に接続する USB デバイスやメディアを管理し、使用制限を設定できること。

#### サ. スイート製品

事務局開設後、現在までに MicrosoftWord、MicrosoftExcel、MicrosoftPowerPoint 等で多くの資料を作成している。また、国、県、市町、他の広域連合でも Microsoft 社のスイート製品を利用しているところが大半であると考えられるため、データの互換性を考慮した上で、スイート製品は、製品の特性や費用感等から広域連合に適していると考えられる製品を、次の中から選択して提案すること。

オフィススイート製品

ソフトウェア名称	バージョン	販売元
Microsoft 365 Apps for business		日本マイクロソフト(株)
Office LTSC Standard 2021		

#### シ. フィルタリングソフトウェア

インターネットに接続することのリスク対策として、メールフィルタリングソフトウェアで、外部から送られてくるメールの精査を行い、インターネットフィルタリングソフトウェアで事務局内部から外部サイトへのアクセスを制限する運用を実施するため、フィルタリングソフト

ウェアを導入する。

現行のフィルタリング設定を引き継ぐため、次の製品を導入すること。

フィルタリングソフトウェア

ソフトウェア名称	バージョン	販売元
m-FILTER	Ver5	デジタルアーツ㈱
i-FILTER	Ver10	

#### ス. バックアップソフトウェア

(ア) システムのバックアップを実施するソフトウェアであること。

(イ) バックアップ、リストアは、日本語 GUI にて操作可能であること。

#### セ. データベース管理ソフトウェア

(ア) データベースを運用管理するソフトウェアであること。

(イ) EUC 等の機能により内部で管理しているデータの抽出が容易にできること。

## 5. 業務の範囲

### (1) 仮想サーバの構築

広域連合では、内部系システムを運用するにあたって、以下に示すサーバが必要であると想定している。しかし、筐体の設置スペースが限られており、サーバ数と同じ筐体数で物理的に構築することは困難であるため、1 筐体を仮想化することで各サーバを運用することとする。

ただし、仮想化するサーバについては、広域連合での事務運用やセキュリティ案件を満たすものであれば、必ずしも以下の構成である必要はないので、広域連合に適した構成で提案するものとする。

仮想化するサーバの種類

サーバ名	用途	要件等
プロキシサーバ	インターネットアクセスに関して安全なアクセスを実現するための中継サーバ。	フィルタリングソフトウェアの実行環境とする。
Web サーバ	リクエストが集中した場合でも安定したレスポンスを行うための制御を行うサーバ。	
AP サーバ	内部系システムで稼働する個々のシステムの 実行環境。	グループウェア、文書管理システム、 財務会計システム、認証基盤システム、 資産管理システムが稼働する 実行環境

DB サーバ	各事務処理システムのデータベース。	各アプリケーションで利用するデータが整理された状態で管理し、重複する情報を最小限にするため、共有可能な情報を各アプリケーションから利用できるような設計することが望ましい。
バックアップサーバ	内部系システムのバックアップ用サーバ。 データベース領域、システム領域のバックアップを行う。	バックアップサーバから LTO 装置等への 2 次バックアップが可能であることが望ましい。
ファイルサーバ	各業務室に割り当てられる共有ストレージ。	現行のファイルサーバのデータを移行した上で、最低、5 年間の運用に耐え得る容量を確保する。
認証基盤サーバ	ログイン認証ソフトウェアの稼働環境。 生体情報や利用履歴（操作ログ）等をこのサーバでの一元管理を行う。	
メールサーバ	メール転送エージェント、メール配送エージェントの稼働環境	ISP 等が提供するサーバーレンタルサービスを利用することで、より安価に運用できる場合は構築不要とする。

## (2) システムの構築

搬入・設置・現地調整が完了したハードウェア製品に対して、必要なソフトウェア製品のインストール及び設定を行うこと。

### ア. グループウェア、文書管理システム、財務会計システム、備品管理システム

(ア) 本稼働日の一営業日前までは現行システムにて事務処理を行い、本稼働日以降は新システムにて事務処理が実施できるよう配慮すること。ただし、システムの切替は円滑な移行や不測の事態等を考慮し、休日にて実施すること。

(イ) 現行システムで管理している情報資産については、遺漏のないよう綿密な調査を実施し、移行すべき情報資産を決定した上で移行方法等の設計を行うこと。

### イ. ウイルス対策ソフトウェア

(ア) 全てのサーバ機器およびクライアント端末には、ウイルス対策ソフトウェアを適用すること。

(イ) ウイルス対策ソフトウェアの最新のウイルス定義ファイル（パターンファイル）はサーバ

上に適用することで、全クライアント端末に自動配信することが可能な仕組みとすること。

#### ウ. 認証基盤システム

(ア) ログイン認証ソフトウェアのマネージャ製品を認証基盤サーバにインストールし、各クライアント端末にはエージェント製品をインストールし、クライアント端末から生体情報等をサーバに登録することができるよう構築すること。

(イ) アカウント情報の変更等、管理者権限で使用する機能については、特定のクライアント端末からのみ操作できるように構築すること。

#### エ. 資産管理システム

(ア) 資産管理ソフトウェアのマネージャ製品をサーバにインストールし、各クライアント端末にはエージェント製品をインストールすることで、各種操作ログ・アクセスログを取得・管理できるよう構築すること。

(イ) サーバ側では各クライアント端末のログを一元管理し、クライアント端末で過去のログを検索・閲覧できるように構築すること。

#### オ. その他のシステム

(ア) 今回調達するクライアント端末すべてに「4. (4) サイバースイート製品」で指定したソフトウェアをインストールすること。

(イ) フィルタリングソフトウェアについては、仮想サーバの構築方法により、適切な箇所にインストールすること。

(ウ) バックアップソフトウェアは、その性能からバックアップ周期を決定し、周期的に自動バックアップが可能な設定とすること。

(エ) DB サーバはデータベース管理ソフトウェアを利用して、複数のアプリケーションがデータベースに同時アクセスした場合でも、処理が重くならないよう設定すること。

(オ) 広域連合が所有する DocuWorks を広域連合事務局が指定するクライアント端末にインストールすること。なお、バージョンについては、現行の 9 との互換性を考慮した上で、調達時点で最新または最新に準じたバージョンとすること。

#### カ. 複合機

(ア) 広域連合総務室にて別途調達する複合機とクライアント端末との接続及び設定を行うこと。

### (3) データ移行に関する要件

移行作業は、移行手順の作成、整備、事前検証を踏まえ本番作業を実施すること。また、本番移行前に移行手順を確認すること。移行については、広域連合経由で現行システムベンダと調整の上、確実な移行を実施すること。また、現行システムの移行データ提供にかかる費用は、受託事業者が負担すること。

#### ア. データ移行が必要となるシステム

(ア) グループウェア

(イ) 財務会計システム

(ウ) 備品管理システム

(エ) 文書管理システム

(オ) ファイルサーバ

#### イ. カスタマイズ資産の移行

(ア) 現行財務会計システムでは数箇所のカスタマイズが実施されているため、それらについて踏襲すること。

(イ) カスタマイズ資産の移行が必要な場合は、事務運用・カスタマイズ内容を十分理解し、事務処理システムの構成を考慮したうえで、品質に十分気をつけて対応を実施する。

(ウ) 現行システムでのカスタマイズ数・内容については「【別紙 4】 カスタマイズ要件一覧」を参照。

### (4) ネットワーク環境の構築

#### ア. ネットワーク機器の設置

(ア) インターネットに接する部分ではファイアウォール機器等を設置し、必要なセキュリティ対策を講じること。

(イ) ファイアウォール機器は UPS 装置を設置し、災害時の緊急的な停電等に対応できる機器構成とすること。

#### イ. LAN の敷設

(ア) 基本的には、広域連合事務局内床下に埋設されている LAN ケーブルを使用すること。



(イ) 事務局内の敷設作業を行う場合は、スイッチング HUB を用いた分岐点等を設け、事務局内のレイアウト変更や LAN ケーブルの断線時交換作業等のメンテナンス性を考慮すること。

(ウ) サーバラックに収容できないネットワーク機器やスイッチング HUB は、安全性やメンテナンスを考慮し、収容盤等を用いる等、容易には目視できないよう設置すること。

#### (5) 職員への操作方法等の教育・研修

受託事業者は、職員が導入後、スムーズなシステム利用ができるための教育・研修を実施すること。

#### (6) セキュリティ案件

システムの構築にあたっては、国が策定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照し、個人情報の漏洩等が生じないよう適切なセキュリティ対策を講ずること。

また、広域連合がセキュリティ実施手順等を策定もしくは改正する際はその作成を支援すること。

### 6. 履行期間及び履行体制等

#### (1) 履行期間

本件契約締結日から令和 5 年 11 月 30 日（木）までとする。

#### (2) 本稼働開始日

本稼働開始日は、令和 5 年 11 月 30 日（木）までとする。

#### (3) 履行体制

広域連合と受託事業者は、双方で本件契約を履行する責任者を選任する。

各々の責任者は業務を円滑に遂行するため、連絡確認及び必要な調整を行い、さらに主任担当者を選任し当該責任者及び主任担当者を記載した体制図を作成する。また、緊急事態の発生に備えて、緊急連絡網の整備も行うものとする。

## 7. 業務履行に伴う成果物と納入要領

本件を履行する過程で作成されたドキュメント等の成果物（以下「成果物」という。）と納入要領を以下に示す。

### (1) 成果物

- (ア) 打合せ・協議記録
- (イ) 設計資料（設計書・構成図）
- (ウ) パラメータシート
- (エ) テスト仕様書および報告書
- (オ) 運用手順書
- (カ) 簡易操作マニュアル

### (2) 納入形態

受託事業者は、成果物を広域連合で指定するファイリング用品でファイリングした紙媒体及び広域連合で指定する電子データ形式で CD-ROM または DVD-ROM に記録した媒体を、正副 1 部ずつ納入すること。

### (3) 納入場所及び納入期限

成果物の納入場所は広域連合事務局とする。納入期限は令和 5 年 11 月 30 日（木）までとし、詳細については別途、委託者と受託事業者で協議して定める。

### (4) 契約不適合責任の期間

成果物の納入後、検査完了日より 1 年間とする。

### (5) 権利帰属

#### (ア) 成果物の所有権

成果物の所有権は、本件契約の成果物が検収された時点をもって、広域連合に移転するものとする。

#### (イ) 成果物の著作権

納入物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、広域連合又は第

三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受託事業者に帰属するものとする。

広域連合は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第 47 条の 2 に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。受託事業者は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

## 8. 個人情報の取扱い要件

本件契約の履行に当たって個人情報を取扱う場合は、以下の要件に従って取扱うこととする。

### (1) 個人情報保護の基本原則

受託事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

### (2) 秘密の保持

受託事業者は、本件業務に関して知り得た個人情報の内容を、他人に知らせてはならない。本件契約が終了または解除された後においても同様とする。

### (3) 使用者への周知

受託事業者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても、本件業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせまたは契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報保護の徹底について周知すること。

### (4) 適正な管理

受託事業者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

### (5) 利用及び提供の制限

受託事業者は、個人情報を当該業務の目的以外の目的のために利用または提供しないこと。

### (6) 資料等の取扱い

受託事業者は、広域連合の指示または承諾があるときを除き、広域連合から提供された個人情報が記録された資料等を複製または複製しないこと。

さらに、個人情報記録された資料等は、本件契約の終了後直ちに広域連合に返還、または引き渡すこと。

#### **(7) 事故発生時における報告**

受託事業者は、個人情報漏えい、滅失、改ざん、き損する事態が生じまたは生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに広域連合に報告し、広域連合の指示に従うこと。

### **9. その他**

#### **(1) 事業計画**

受託事業者は、契約締結後、速やかに作業に係る日程計画を作成し、広域連合に提示すること。日程計画は、広域連合及び現行内部系システム保守管理事業者と十分協議して作成すること。

#### **(2) 再委託**

受注事業者は、基本的に本件契約に係る業務の全部若しくは一部を第三者に再委託してはならないが、正当な理由がある場合は、広域連合と協議の上、書面により広域連合に申請し、承諾を得ることで再委託できるものとする。